第１回　（議事２）
愛荘町公共下水道事業
審議会資料
下水道事業の経営状況

令和７年７月２９日

愛荘町の下水道使用料

下水道使用料は、使用料金に示すとおり排水量・用途に応じて定めています。下水道使用料は、下水道施設の維持管理にかかる費用に充てるため、下水道を使用される皆様にご負担をいただいています。

区　分	基本料金	排　水　量	料　金（１立方メートルにつき）
一般排水	600円	10立方メートルまで	60円
		10立方メートルを超え30立方メートルまで	120円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	130円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	140円
		100立方メートルを超える分	150円
特定排水		750立方メートルを超える分	210円

※一般排水：工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水（特定排水は除く）および一般家庭から公共下水道に排除される汚水です。

※特定排水：工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750立方メートルを超える部分をいいます。

愛荘町の下水道使用料を下市町と比べてみました

3

県内の公共下水道事業における市町の下水道使用料は、下図に示すとおり本町は３番目に安価な使用料設定になっています

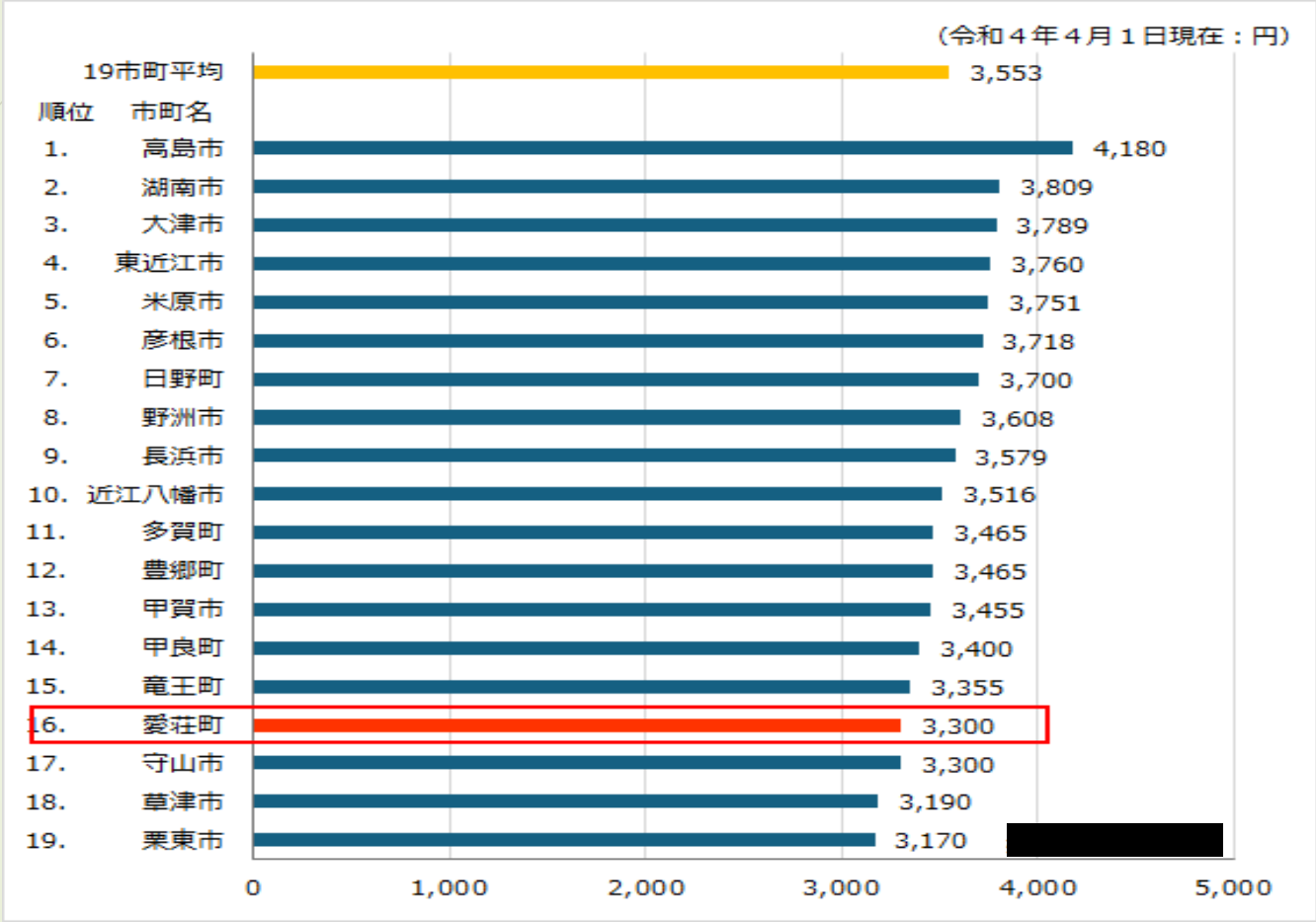

県内公共下水道事業における下水道使用料（一般家庭使用料_1ヶ月25㎥あたり）

※滋賀県HP_令和5年度滋賀県の下水道_維持管理_4.下水道使用料データより作成

類似団体との経営状況比較

4

総務省の類似団体区分における本町の経営の状況は次のとおりです。
企業会計へ移行した令和元年度から令和5年度までの経営分析表を整理したものです。

- 経常収支比率

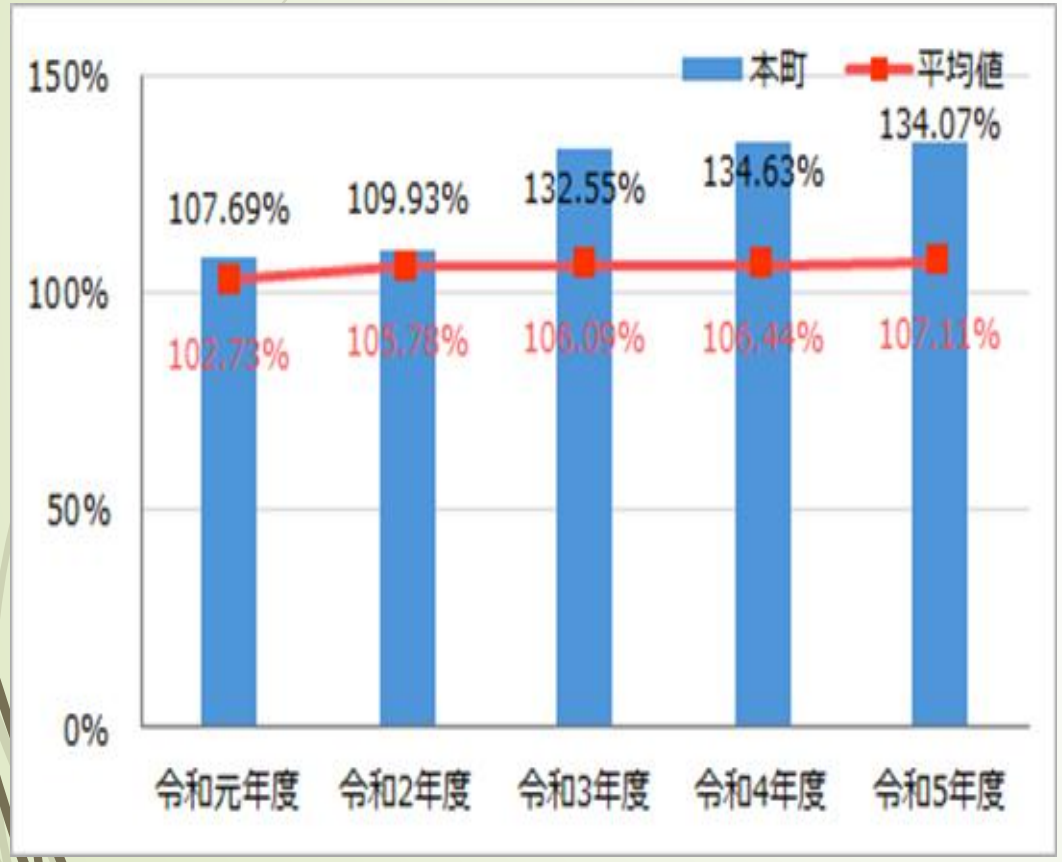

経常収支比率は収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。経常収支比率は、前年度（令和4年度）から0.56%下落したものの、100%を上回っています。

しかし下水道使用料だけでは全体の支出を賄えないため、不足分を一般会計からの補助金で賄っている状況にあります。

※一般会計からの繰入金の補填による黒字で全国平均を上回っている状況です。また、令和３年度以降は下水道事業の蓄えを増やすため、繰入額を増額ましたので数字が上がっています。

5 流動比率

※流動比率とは、流動資産（１年以内に現金化が予定される資産）の流動負債（１年以内に支払いを要する負債）に対する割合を言い、企業の短期的な支払い能力を見る尺度です。流動比率が高い場合は、短期的に返済すべき債務に対して、比較的早期に現金化を図ることができる資産が多いことを示しており、短期的な債務の返済能力があると言えます

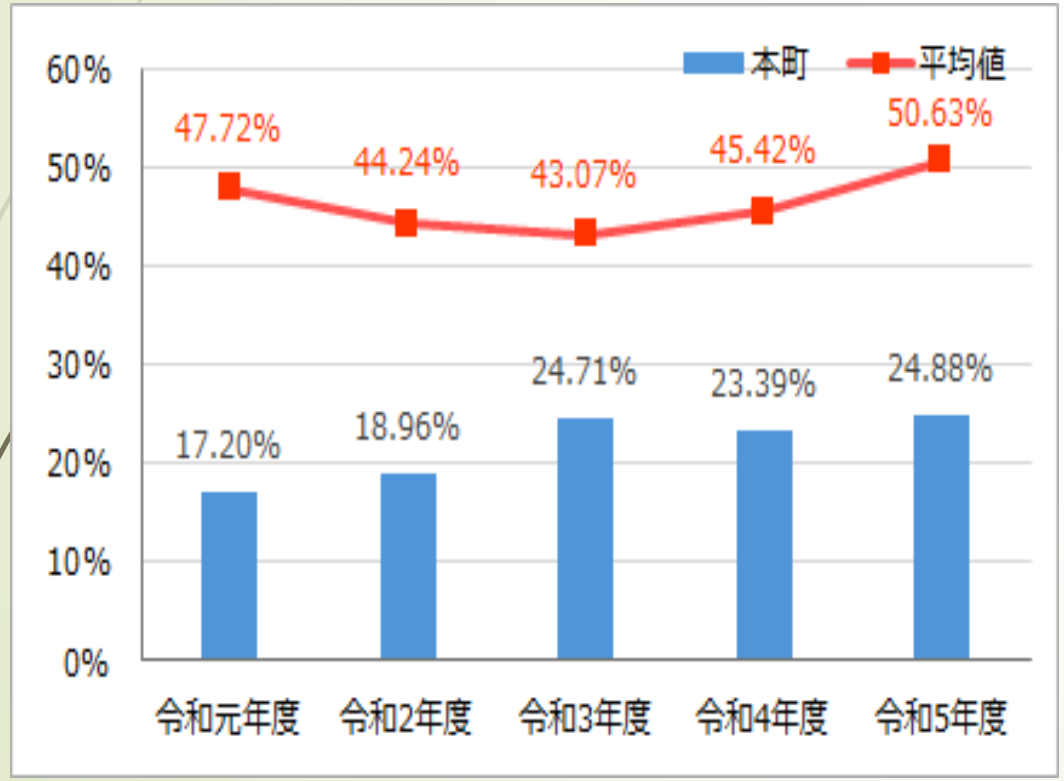

流動比率は債務に対する支払能力を表す指標です。流動比率は100%を下回っています。流動比率が100%だと１年以内に払うべきお金は手持ち現金で全て賄えることとなります。

愛荘町は流動負債中、企業債の償還に充てる額が多く、手持ちの現金である下水道使用料は、ほぼ起債の償還に当てている状況であり、その他の支払いについて、不足分を一般会計から賄っている状況にあります。

経費回収率

※経費回収率とは、汚水処理にかかる費用をどの程度下水道使用料で賄えているかを示した指標となり、独立採算制（事業にかかる経費のすべては下水道使用料で賄う）の原則から。100%を超えることが必要と考えられています。

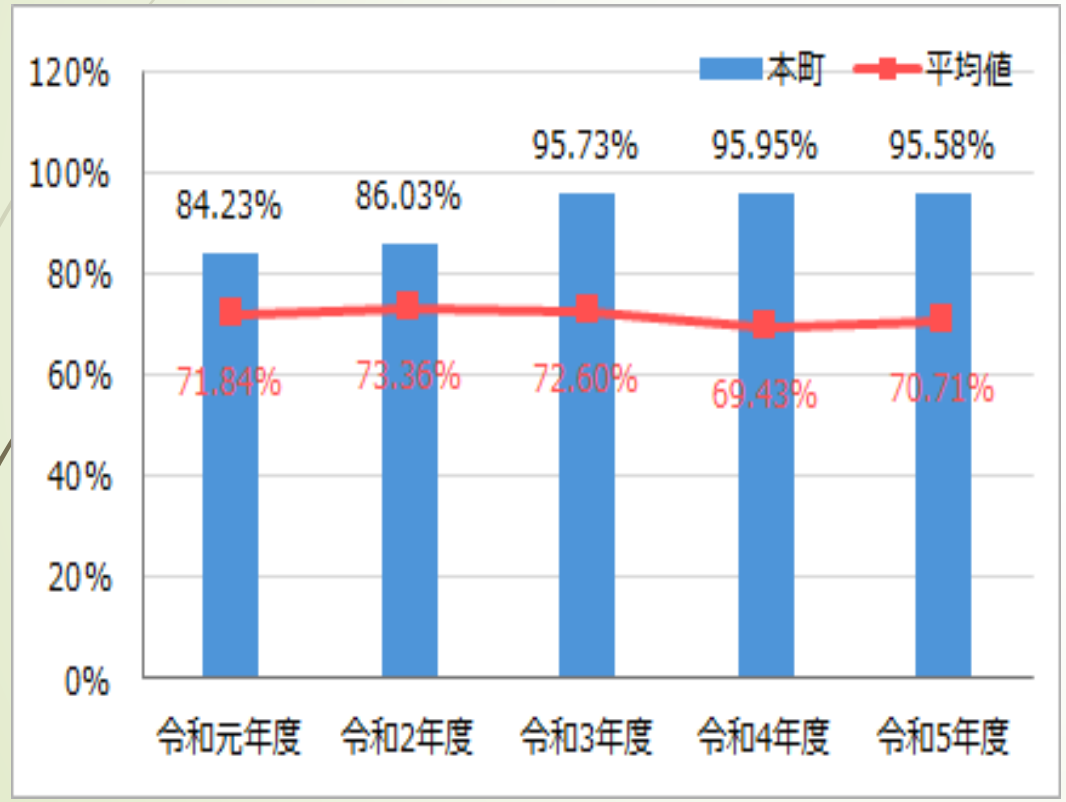

経費回収率は、汚水処理にかかる経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。本来、汚水処理にかかる経費はすべて下水道使用料で賄い、経費回収率は100%でなければなりません。

経費回収率は類似団体平均値を上回っていますが、汚水処理にかかる費用が使用料収入以外である一般会計から賄われているため経費回収率が100%に達するよう、下水道使用料の改定に向けた取組が必要です。

- 汚水処理原価
- ※汚水処理原価とは、汚水１㎥あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理にかかるコストを示した指標です。

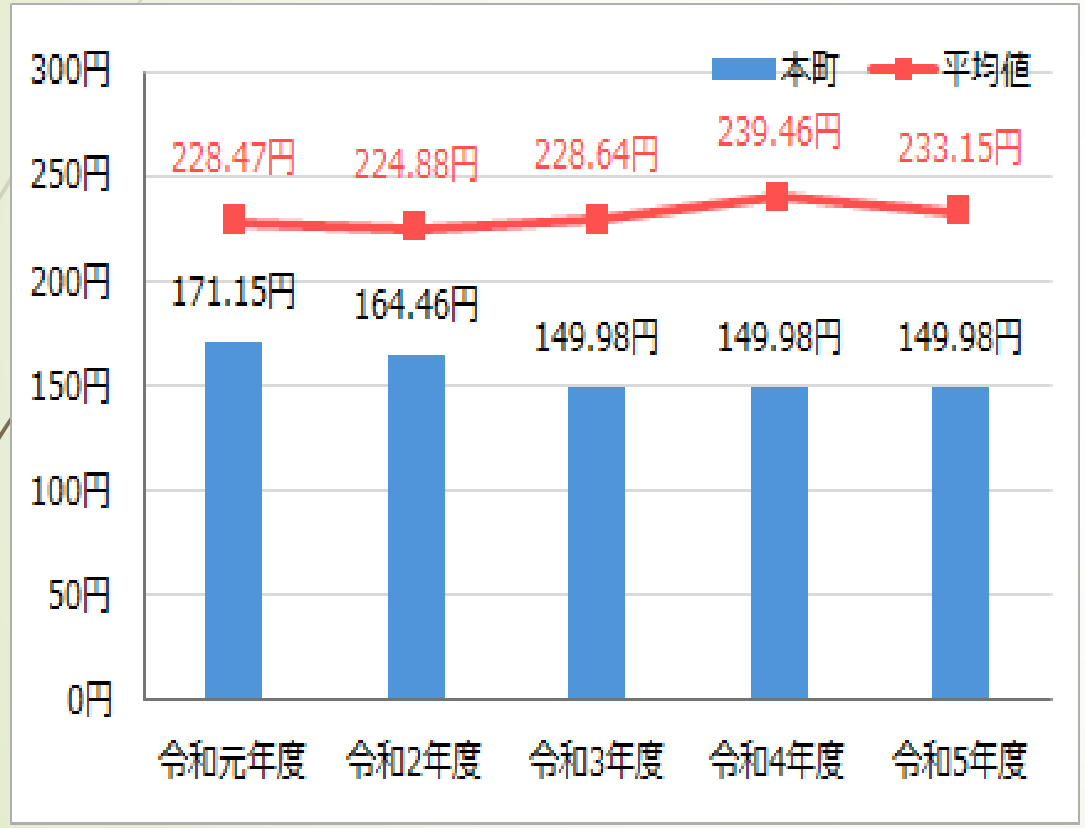

汚水処理原価は、有収水量1㎥あたりの汚水処理に要した費用です。汚水処理原価は、近年で増減はありません。

下水道事業にかかる経費である各種支出については、入札を行う等、業務のコストを抑えることで、類似団体平均値を下回ることが出来ています。今後も継続して費用の抑制に努めます。

しかし、各種コストが高騰しているため、費用抑制でだけでなく、収入を増やすことも考えなくてはなりません。

- 水洗化率
- ※水洗化率とは、下水道が普及している地域のなかで、実際に排水設備を設置し、下水道を使用している人口の割合です。

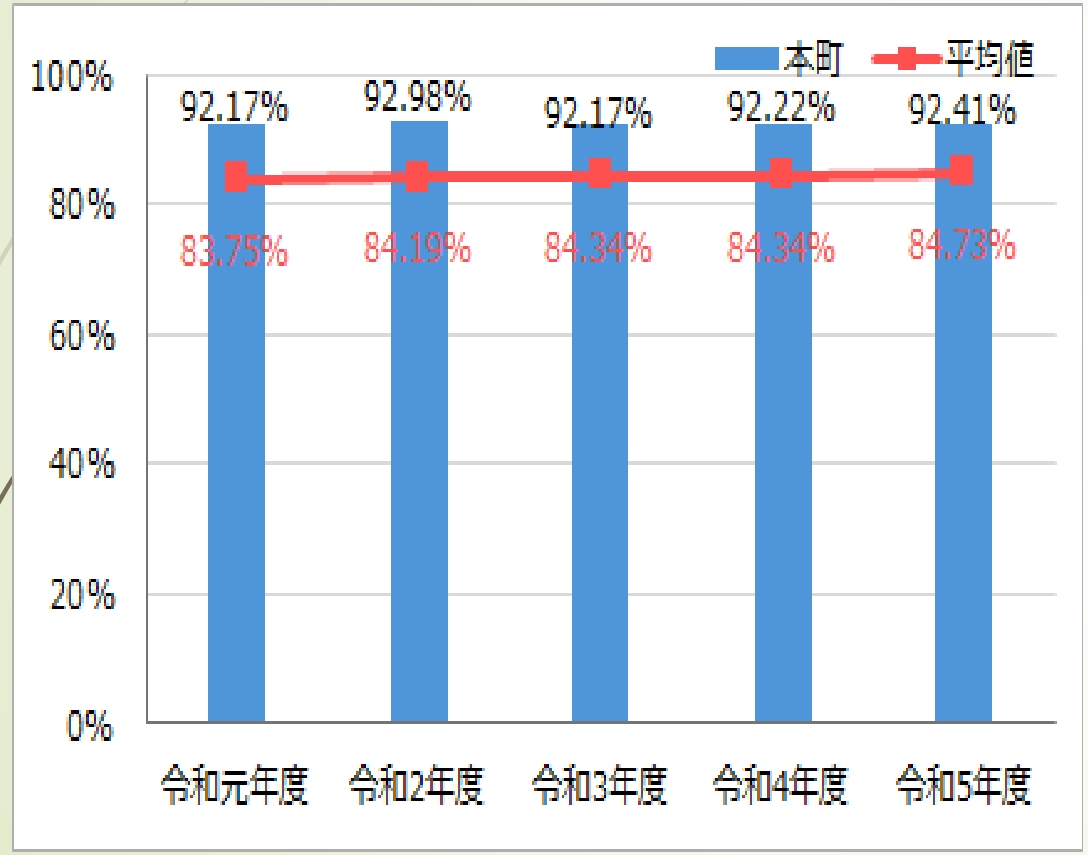

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合で、水洗化率は類似団体と比較しても高い値を保持しています。今後も下水道未接続世帯への啓蒙等、水洗化の促進に取り組みます。

しかし、水洗化率は90%を超えているため、接続人口が増加しても大幅な下水道使用料収入は見込めません。

下水道使用料と費用について（令和６年度決算より）

下水道使用料は、各家庭や事業所から排水される汚水を浄化し、琵琶湖に放流するために必要となる下水道施設の維持管理費や処理費などの財源となっています。

しかし、下水道使用料などの財源ではその費用のすべてを賄えず、その不足分は一般会からの繰入金に頼る状況となっています。

一般会計繰入金	228,130,000
起債	504,500,000
国庫補助金	3,355,000
分担金	4,316,800
利息等	261,242
下水道使用料	380,403,059

1,120,699,101円

汚水処理場費	180,378,536
処理場建設負担金	70,653,482
工事、委託、維持管理費、人件費等	138,128,618
起債償還	731,805,465

1,120,699,101円

- 下水道使用料と一般会計からの繰入額
- 毎年、下水道普及工事のために借入した起債の元金・利息の返還や、彦根市松原町の汚水処理場への処理費負担金、処理場の建設費負担金といった多額の支払いがあるため、下水道使用料で賄えない部分を一般会計からの繰入金で補填しています

年　度	下水道使用料収入（円）	一般会計からの繰入額（円）
令和元年	361,409,799	389,222,000
令和２年度	376,899,337	454,201,000
令和３年度	377,337,627	474,386,000
令和４年度	380,886,379	448,215,000
令和５年度	378,447,296	468,076,000
令和６年度	380,571,859	228,130,000

※令和６年度は繰入額が減少しているが、これは国から起債（借金）の弾力運用で例年より２億円多く借入できる認可を得られたことから、一般会計の繰入額を減らし、起債をその分多く借りたもの。

令和元年度からの地方公営企業法の適用により、事業経営状況の明確化　および透明性の向上が可能となるため、計画的な経営基盤の強化や、長期的に安定したサービスが提供できるよう努めています。しかしながら、現状は一般会計繰入金に依存した経営状況となっています。

今後はさらに公共用水域の水質保全や使用料収入増加の観点から、水洗化率向上のため、未接続世帯に対し広報や啓発を行います。また、有収水量の使用が多い企業等に対し公共下水道への接続を啓発します。また、将来的な人口減少や、施設の老朽化および不明水対策に伴う維持管理費の増加、多額の企業債償還が続くこととなります。

そうした事を視野に入れながら、使用料改定の取組が必要となります。